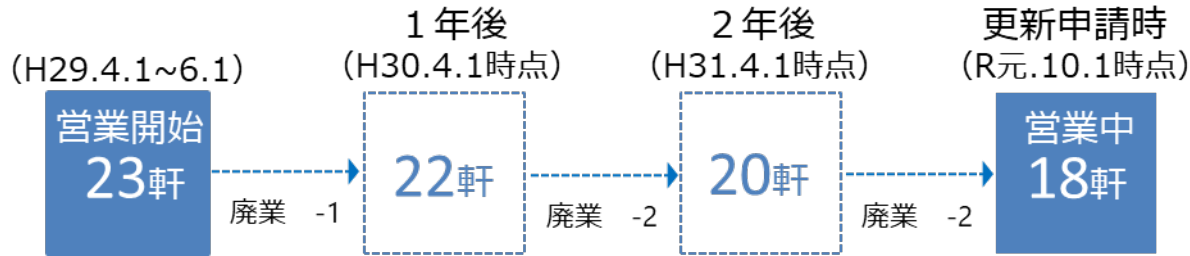


【第1回公募屋台数の推移】



第1回公募屋台については、令和2年3月末に1回目の通算期間を満了するため、通算期間延長希望者について、通算期間延長認定の可否を判断する必要があります。

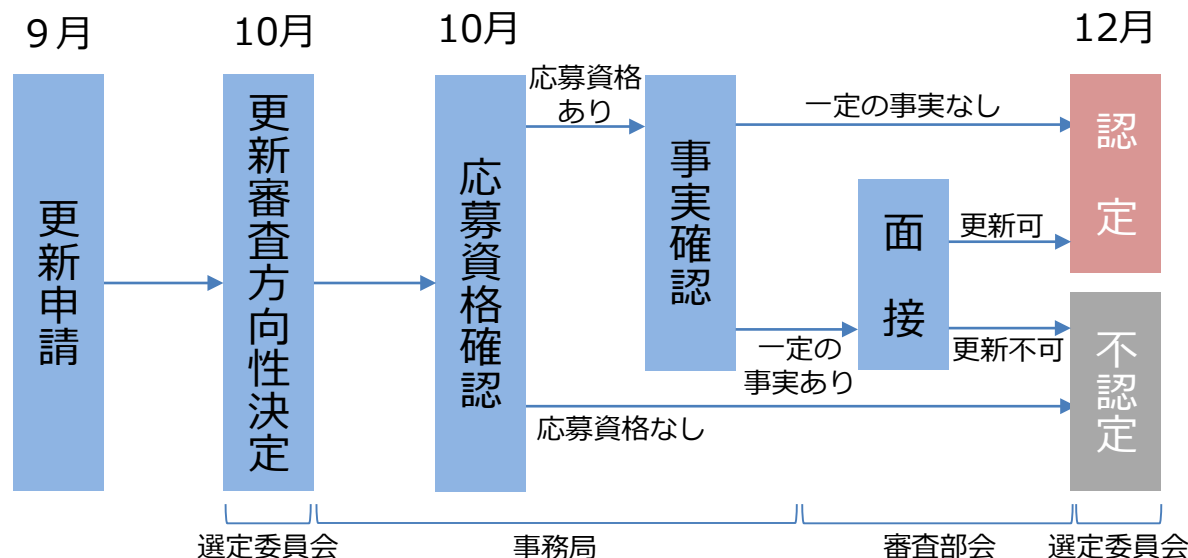
福岡市屋台基本条例第27条第3項（抜粋）

市長は、通算期間の延長を申請した公募屋台営業者について、営業状況が良好で ～（略）～ あつて通算期間の延長を行うことが適当であると福岡市屋台選定委員会が認定したときに限り、通算期間の延長を行うものとする。

1 更新審査の概要

- 対象者：第1回公募屋台のうち更新を希望する者(18名)
- 対象期間：平成29年4月1日～令和2年3月31日
- 審査方法：「事実確認」及び審査部会による「面接」
- 審査部会：6名の選定委員で1つの部会を設置

2 審査の流れ



3 更新審査の考え方

- 更新を認定しない者
 - ・「公募時の応募資格」を有していない者
 - ・「更新時の考慮事項」に基づく一定の事実が認められ、面接の結果、選定委員会が更新不認定とした者

公募時の応募資格（規則第17条）

- ・ 満18歳以上の者であること
- ・ 本市の市税に係る徴収金を滞納していないこと
- ・ 本市以外の市町村の市町村税を滞納していないこと
- ・ 屋台営業の許可停止等の措置を受けたことがないこと
- ・ 暴力団員や、暴力団等と密接な関係を有する者でないこと など

更新時の考慮事項（規則第26条）

- 1 指導及び措置の実施状況
- 2 過去の営業状況
- 3 営業計画の実現の程度
- 4 屋台の効用の発揮や魅力向上の状況

- 事実確認
更新時の考慮事項に基づく「一定の事実」

事項	事実
1 指導及び措置の実施状況	【道路・公園】 ・文書（警告書または注意書）による指導を受けたことがある 【食品衛生】 ・食品衛生法に基づく、文書による指導または処分を受けたことがある
2 過去の営業状況	・著しく営業日数が少ない（週3日未満）
3 営業計画の実現の程度	・収支状況が「赤字」である ・「地域貢献」の取組みなど、当初提出の営業計画と明らかに異なる営業状況が認められる
4 屋台の効用発揮や魅力向上の状況	・苦情が寄せられるなど、明らかに屋台の効用発揮や魅力向上に反する状況が認められる

- 面接における更新可否の判断基準
「一定の事実」について、十分な「原因分析」及び「対策」ができていない場合に、更新不可とする。